



令和 7 年 1 月 21 日

関 東 運 輸 局

一般貨物自動車運送事業者に対する事業停止及び輸送施設の使用停止処分について

死亡事故を引き起こしたことをきっかけとして、下記の一般貨物自動車運送事業者に対し、監査を実施しました。その結果、酒気を帯びた状態による業務のほか複数の違反が確認されたことから令和7年1月21日付けをもって、下記のとおり貨物自動車運送事業法に基づく「10日間の事業停止等」の行政処分を行ったのでお知らせします。

記

1. 違反行為の概要

令和6年5月7日、同年5月30日及び同年9月4日に当該事業者（本社営業所）に対し監査を実施したところ、酒気を帯びた状態による業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項）等、合計15件の貨物自動車運送事業法等関係法令の規定に違反する事実が確認されました。（詳細は別紙参照）

2. 処分対象事業者

- ・ 事業者名：両毛運輸 株式会社
- ・ 主たる事務所の位置：群馬県前橋市五代町1306-3
- ・ 代表者名：上田 浩之

3. 処分内容

- ・ 処分年月日：令和7年1月21日
- ・ 一般貨物自動車運送事業の全部停止処分及び輸送施設の使用停止処分

当該事業者の本社営業所（群馬県前橋市五代町1306-3）について、10日間の事業停止処分及び220日車（22両×10日）の車両停止処分。

《問い合わせ先》

関東運輸局自動車運送事業安全監理室 担当：平野、角田

TEL：045-211-7249（直通）

FAX：045-201-8804

配布先：横浜海事記者クラブ、神奈川県政記者クラブ、物流専門紙

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和7年1月21日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	両毛運輸 株式会社（代表者：上田 浩之） 群馬県前橋市五代町1306-3
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	本社営業所 群馬県前橋市五代町1306-3
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分10日間及び輸送施設の使用停止処分220日車
(5) 主な違反事項	酒気を帯びた状態による業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項）
(6) 違反行為の概要	<p>死亡事故を引き起こしたことをきっかけとして、令和6年5月7日、同年5月30日及び同年9月4日に監査を実施。15件の違反が認められた。</p> <p>(1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項）</p> <p>(2) 酒気を帯びた状態による業務（貨物自動車運送事業安全規則第3条第5項）</p> <p>(3) 疾病のおそれのある業務（貨物自動車運送事業安全規則第3条第6項）</p> <p>(4) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項）</p> <p>(5) 業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項）</p> <p>(6) 運転者台帳の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項）</p> <p>(7) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(8) 運転者に対する酒気帯び運転の禁止等の適切な指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(9) 運転者に対する最高速度違反行為の禁止等の適切な指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(10) 初任・高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(11) 初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(12) 整備管理者の研修受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5）</p> <p>(13) 運行管理者の講習受講義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項）</p> <p>(14) 重大事故の報告義務違反（自動車事故報告規則第3条第1項）</p> <p>(15) 事業計画（事業用自動車の種別ごとの数）の変更事前届出違反（貨物自動車運送事業安全規則第9条第3項）</p>
(7) 違反点数付与状況	<p>当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 22点</p> <p>当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 22点</p>